

下関市建設工事総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市が発注する建設工事に係る総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関する事務取扱について、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、下関市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、緊急な工事着手が必要な工事等を除き、原則として設計金額4,000万円以上で、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

(1) 一般競争入札により発注する工事

(2) 指名競争入札により発注しようとする場合で、総合評価方式によることが望ましい工事

(総合評価方式の決定)

第4条 総合評価方式の実施にあたっては、当該工事の規模や工事内容、技術的な工夫の余地等の技術的難易度に応じて、次の総合評価方式の型式（以下「型式」という。）の中から適用する型式を決定する。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい小規模な工事を対象とし、同種工事の実績、工事成績等に基づき技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象とし、施工の確実性を確認するために、簡易な施工計画や同種工事の実績、工事成績等に基づき技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

(3) 標準型

技術的な工夫の余地がある工事を対象とし、高度な技術提案と技術提案に基づく施工計画や同種工事の実績、工事成績等に基づき技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

- 2 契約担当者は、当該工事の総合評価方式での発注を検討し、その採否及び落札者決定基準について、下関市総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）に諮り決定する。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第5条 契約担当者は、総合評価方式の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者からなる下関市入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、入札監視委員会の意見を聞かなければならない。

（入札参加者への周知）

第6条 総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に次の事項を周知しなければならない。

- (1) 総合評価方式である旨
- (2) 総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）の内容及び提出日等必要事項
- (4) 資料作成説明会の有無
- (5) 施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置
- (6) 技術提案資料の作成に要した費用は入札参加者の負担とする旨
- (7) 技術提案資料を指定された日までに提出しない者の入札書は無効とする旨
- (8) その他必要な事項

(技術提案資料の提出)

第7条 入札参加者は、指定された日までに、技術提案資料を入札書と同時に提出するものとする。

2 提出された技術提案資料は返却しない。また、提出された技術提案資料の書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

(落札者決定基準)

第8条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、技術力等に係る評価項目及び得点配分とする。

(1) 評価項目

評価項目は、簡易な施工計画、高度な技術提案、企業の技術的能力、配置技術者の能力及び担い手確保の取組並びに企業の地域精通度・地域貢献度とし、工事の目的・内容により必要となる技術的要件に応じて設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定めるものとし、評価項目毎の得点の合計により、加算点を算定する。

(評価の方法)

第10条 価格及び技術力等に係る総合評価は、標準点（100点）に前条の加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格

(入札)

第11条 入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。

(1) 評価値の確認を行った上で、落札者を決定すること。

(2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。

2 技術提案資料を第7条第1項により定められた時期までに提出しない者の

入札書は無効とする。

(落札者決定の方法)

第12条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において不落札とならないこと。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(技術提案資料の審査)

第13条 技術提案資料については、契約課において審査を行った後、総合評価審査委員会において技術評価点等に係る審査を行うものとする。

2 技術提案資料の審査にあたっては、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、併せて記載事項の確認を行うものとする。

(入札結果の公表)

第14条 技術提案資料の評価結果、入札価格及び評価値については公表する。

(施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置)

第15条 実際の施工に際しては、技術提案の内容を満たした施工がされていることを確認する。

2 技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、再度の施工を行わせる。ただし再度の施工が困難な、あるいは合理的ではない場合は不誠実な行為として取り扱う。
また、併せて工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点する。

3 技術提案資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も同様の措置とする。

4 技術提案が不履行の場合及び虚偽の記載があった場合の措置の内容については、総合評価審査委員会に諮り決定するものとする。

(技術提案の保護)

第16条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、発注者は無償で利用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(技術提案資料の作成費用)

第 17 条 入札参加者が技術提案資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(下関市総合評価一般競争入札試行要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

(1) 下関市総合評価一般競争入札試行要綱（平成 18 年 5 月 1 日制定）

(2) 下関市建設工事簡易型総合評価競争入札実施要領（平成 19 年 10 月 1 日制定）

(3) 下関市建設工事標準型総合評価競争入札実施要領（平成 27 年 8 月 1 日制定）

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。